

令和5年4月改訂  
年 月 日

保護者様

大阪府立山本高等学校長

本校では学校保健安全法で定められた感染症に罹患した生徒について出席停止とし、感染の恐れがなくなるまで休養を取っていただくことになっています。

つきましては、再登校する際は本報告書に保護者が必要事項をご記入の上生徒に担任まで提出させてください。

## 新型コロナ治癒報告書

年 組 番 生徒名

保護者名

新型コロナに罹患し、医師の指示にて自宅療養しておりました。症状がなくなり治癒しましたので登校を再開します。

### 【療養していた期間】

令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

※出席停止期間が長期にわたる場合や考査期間にかかる場合は、検査結果や薬剤情報提供書を提出していただくことがあります。どちらもなければ医療機関の領収書のコピーや大阪府陽性者登録センターからの登録審査完了メールでも代替可能です。

### (参考)

#### [症状が有る場合の新型コロナ登校可能日]

発症後7日を経過し、かつ症状軽快(解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向)後24時間を経過するまでが療養期間です。発症日を0日目とします。

#### [無症状の場合の新型コロナ登校可能日]

検体採取日から7日を経過するまでが療養期間となり、8日目から登校可能です。なお、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日経過後の6日目に登校可能です。検体採取日を0日目とします。